

(仮称) 柏市子ども・子育て支援複合施設条例の制定について

1 趣旨

乳幼児から中高生・若者まですべての世代の子どもの育ちと妊婦・子育て家庭の子育てを支援することを目的に、柏市子ども・子育て支援複合施設を設置するため、条例を制定するもの

2 内容

※ 条例案について、今後の審査等の状況により、変更となる場合があります。

(1) 構成施設

- ア 柏市送迎保育ステーション
- イ 遊びの広場
- ウ 乳幼児一時預かり施設

※ 先行して開設する上記の施設について規定する。

(2) 設置場所

柏市四丁目58番地1及び同58番地20
旧そごう柏店アネックス館内

(3) 柏市送迎保育ステーションの設置及び管理

ア 設置

保育の利用に係る家庭の利便性の向上を図るため、柏市送迎保育ステーションを設置する。

イ 利用対象者

市内に住所を有する者であって、次のいずれの要件も満たす児童の保護者

- (ア) 児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であること。
- (イ) 市長が別に定める保育の必要性の認定を受けていること。
- (ロ) 児童の居住地と当該児童が利用する保育所等の位置が離れていること等により、保護者による送迎が困難と認められること。
- (ハ) 市長が指定した保育所等に入所等をしていること。

ウ 使用料

- (ア) 標準時間に係る利用をする場合 月額1,000円
- (イ) 延長時間に係る利用をする場合 1時間当たり100円

(4) 遊びの広場の設置及び管理

ア 設置

子どもの主体的な遊びを促進し、及び保護者相互の交流を支援するため、遊びの広場を設置する。

イ 利用対象者

主に、小学校低学年までの乳幼児及び児童とその保護者

ウ 使用料

無料

(5) 乳幼児一時預かり施設の設置及び管理

ア 設置

保護者のリフレッシュ、所用、レスパイトなど預かりの理由を問わず、子どもを安全に預かり、保護者の心理的、肉体的な負担を軽減するため、乳幼児一時預かり施設を設置する。

イ 利用対象者

次のいずれの要件も満たす子の保護者

(ア) 市内在住であるもの

(イ) 保育園・認定こども園・幼稚園に在籍していないもの

(ウ) 生後6か月以上の小学校就学の始期に達するまでのもの

ウ 使用料

1時間当たり500円

3 開設時間、休業日等

施設	開設時間	休業日	開設時期
柏市送迎保育ステーション	・午前7時～午前9時 ・午後4時～午後6時 ※午後6時～午後7時は延長利用	・日曜日、祝日 ・年末年始	令和6年3月
遊びの広場	午前9時～午後5時	・月曜日（祝日含む） ・年末年始	令和6年4月
乳幼児一時預かり施設	午前9時～午後5時	・日曜日、祝日 ・年末年始	令和6年4月

※上記の内容は、別に施行規則で定める予定。現時点の案であるため、変更となる場合あり。

4 条例案

別添のとおり

5 参考（イメージ図）

フロア毎の機能		
6F	・施設管理職員執務室 ・出張窓口（保育園，こどもルーム入園申請などを予定）	こども部
5F	・中高生世代の居場所事業 NEW!	生涯学習部
4F	・こども図書スペース NEW!	生涯学習部
3F	・送迎保育ステーション NEW!	こども部
2F	・妊娠子育て相談センター 集約・拡充 (母子健康手帳交付・相談・伴走型支援)	健康医療部
1F	・乳幼児一時預かり 集約 ・遊びの広場 拡充	こども部

Diagram illustrating the target age groups and services across floors:

- 5F: 中学・高校生～若者 (Middle school students, high school students, and young people)
- 4F: 小学生 (Elementary school students)
- 3F: 未就学児 (Preschool children)
- 2F: 妊娠 (Pregnancy), 出産 (Childbirth), 乳児 (Infants)

1 階

乳幼児一時預かり



遊びの広場



3 階

送迎保育ステーション



（注）写真はイメージです。